

○田布施町建設工事最低制限価格制度実施要領

平成25年4月1日

訓令第6号

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10及び田布施町財務規則（平成12年田布施町規則第20号）第99条の規定により、最低価格の入札者以外の者を落札者とするとき（以下「最低制限価格制度」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 この要領において、最低制限価格制度の対象とする工事等（以下、「対象工事等」という。）は、競争入札で設計金額が250万円以上から5,000万円未満のものとする。ただし、次に掲げる工事は対象工事等から除くものとする。

(1) 総合評価競争入札により執行する建設工事

(2) 土木系工事のうち、土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事

(3) 営繕系工事のうち、営繕系機械設備工事及び営繕系電気設備工事で、直接工事に占める当該機器の製作工場等において機能や性能の確認(品質証明等を含む)がなされて調達されるもので、施工現場等において加工等を必要としないものを調達する費用（以下「機器単体費」という。）の割合が30%以上のもの

(4) 土木系工事、営繕系工事を問わず、解体工事

2 前項の規定にかかわらず、町長が必要と認めるときは、最低制限価格制度の対象としないことができる。

(最低制限価格の算定方法)

第3条 最低制限価格は、次の各号に定めるところにより算定する。

(1) 500万円未満工事

予定価格の算出基礎となった「工事価格の9/10」（所定の率を乗じたもの（万円以下切捨てた価格）とする。

(2) 土木系工事(500万円以上土木等一般工事)

(ア) 補助事業

予定価格の算出基礎となった「直接工事費の10/10＋共通仮設費の9/10＋現場管理費の8/10＋一般管理費の7/10」（各費目ごとに所定の率を乗じたもの（小数点以下切捨て）の合計から万円未満を切り捨てた価格）とする。

(イ) 単独事業

予定価格の算出基礎となった「直接工事費の10/10＋共通仮設費の9/10＋諸経費の8/10」（各費目ごとに所定の率を乗じたもの（小数点以下切捨て）の合計から万円未満を切り捨てた価格）とする。

(3) 営繕系工事（500万円以上建築工事、営繕系機械設備工事及び営繕系電気設備工事）

予定価格の算出基礎となった「直接工事費の10/10＋共通仮設費の9/10＋現場管理費の8/10＋一般管理費の7/10」（各費目ごとに所定の率を乗じたもの（小数点以下切捨て）の合計から万円未満を切り捨てた価格）とする。

営繕系工事において直接工事費の額は、直接工事費から現場管理費相当額を減じた額とし、現場管理費の額は、現場管理費に直接工事費から減じた現場管理費相当額を加えた額とする。

上記算定式の現場管理費相当額は、次のとおりとする。

(ア) (イ)を除く工事

直接工事費に10分の1を乗じた額（円未満切捨て）

(イ) 営繕系工事のうち昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事

直接工事費に10分の2を乗じた額（円未満切捨て）

2 最低制限価格算定調書は、500万円未満工事用（様式第1号）、土木系補助事業用（様式第2号）、

土木系単独事業用（様式第 3 号）及び営繕系（様式第 4 号）とする。

3 最低制限価格は、入札後に公表するものとする。

（入札参加者への周知）

第 4 条 入札執行者は、最低制限価格が設定されていること、及び最低制限価格を下回る入札が行われた場合は当該入札をした者は落札者となれないことを入札執行前に周知する。

（落札者の決定）

第 5 条 入札執行者は、最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

（その他）

第 6 条 この要領において定めるもののほか、最低制限価格制度の実施について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

様式1号（第3条関係）

最低制限価格算定調書

5百万円未満工事

1. 工 事 名 _____

2. 入札書比較価格（消費税を除いた価格）

3. 予 定 価 格

4. 設 計 金 額

5. 最低制限価格算出

工事価格 (小数点以下切捨て) 円) の 9 / 1 0	
最低制限価格 (万円未満切捨て)	

様式 2 号（第 3 条関係）

最低制限価格算定調書（補助事業）

土木系工事（土木等一般工事）

1. 工 事 名 _____

2. 入札書比較価格（消費税を除いた価格）

3. 予 定 価 格

4. 設 計 金 額

5. 最 低 制 限 価 格 算 出 （機械設備と電気設備には不適用）

① 直接工事費 (_____ 円) の 1 0 / 1 0	
② 共通仮設費 (小数点以下切捨て) (_____ 円) の 9 / 1 0	
③ 現場管理費 (小数点以下切捨て) (_____ 円) の 8 / 1 0	
④ 一般管理費 (小数点以下切捨て) (_____ 円) の 7 / 1 0	
最低制限価格 (①+②+③+④) (万円未満切捨て)	

様式 3 号（第 3 条関係）

最低制限価格算定調書（単独事業）

土木系工事（土木等一般工事）

1. 工 事 名 _____

2. 入札書比較価格（消費税を除いた価格）

3. 予 定 価 格

4. 設 計 金 額

5. 最 低 制 限 価 格 算 出 （機械設備と電気設備には不適用）

① 直接工事費 (_____ 円) の 1 0 / 1 0	
② 共通仮設費 (小数点以下切捨て) (_____ 円) の 9 / 1 0	
③ 諸経費 (小数点以下切捨て) (_____ 円) の 8 / 1 0	
最低制限価格 (①+②+③) (万円未満切捨て)	

様式4号（第3条関係）

最低制限価格算定調書（補助事業）

営繕系工事（建築工事、営繕系機械設備工事、営繕系電気設備工事）

1. 工 事 名 _____

2. 入札書比較価格（消費税を除いた価格）

3. 予 定 価 格

4. 設計金額（消費税含む）

5. 設計図書上の直接工事費 (α)

6. 設計図書上の現場管理費 (β)

7. 最低制限価格算出 (機械設備と電気設備で直接工事費に占める機器単体費の割合が30%以上のものには不適用)

(A) 現場管理費相当額 (円未満切捨て)	
-----------------------	----------------------

(注) 直接工事費に10分の1を乗じた額又は直接工事費に10分の2を乗じた額

① 直接工事費(α)－(A) (円) の10／10	
② 共通仮設費 (小数点第以下切捨て) (円) の9／10	
② 現場管理費(α)＋(A) (小数点以下切捨て) (円) の8／10	
④ 一般管理費 (小数点以下切捨て) (円) の7／10	
最低制限価格 (①＋②＋③＋④) (万円未満切捨て)	